

平成 23 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 RHトラベラー株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長CEO 周 泰鳳
(JASDAQ・コード9838)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 コーポレート本部長 齋藤 茂
電 話 03-3234-8391

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得並びに減資に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 1 月 27 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更、全部取得条項付普通株式（下記 I. 1. (1) 変更の理由において定義します。）の取得及び資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。あわせて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成 23 年 11 月 16 日付当社プレスリリース「レッドホース・ホールディングス・リミテッド及びトラベラー・ホールディングスによる当社の株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」及び同日付当社プレスリリース「親会社及びその他の関係会社並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、レッドホース・ホールディングス・リミテッド（英語名：REDHORSE HOLDINGS LIMITED 及びトラベラー・ホールディングス（英語名：Traveler Holdings））は、平成 23 年 9 月 15 日から当社の発行済普通株式及び平成 21 年 10 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 23 年 11 月 15 日に終了しております。本公開買付けの結果、トラベラー・ホールディングスは、平成 23 年 11 月 22 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 6,317,421 株（平成 23 年 9 月 30 日現在における総株主の議決権の数（7,402 個）に対する割合：85.34%）を保有するに至っております。

レッドホース・ホールディングス・リミテッド及びトラベラー・ホールディングスは、平成 23 年 9 月 15 日付プレスリリース「RH トラベラー株式会社株券等に関する公開買付けの開始に関するお知らせ」に公表されておりますとおり、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、公開買付けの手法により、公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至ったとのことです。

当社としましても、平成 23 年 9 月 15 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」において公表のとおり、当社の普通株式の非公開化を行うことにより、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、RH グループの一員として中長期的視野に立った経営改革を進めていくことが当社の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。

以上の理由により、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくこと

を条件として、トラベラー・ホールディングスの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

①当社の定款の一部を変更して、A種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000028株の割合をもって交付する旨の定めを新設いたします。

③会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.0000028株の割合をもって交付いたします。なお、トラベラー・ホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をトラベラー・ホールディングスが買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に118円（本公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その主旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、29,712,000株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式の種類及び総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、29,712,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は<u>29,711,960株</u>とし、第6条の2に</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は、40株とする。</p> <p>(A種種類株式)</p> <p>第6条の2 当社の残余財産を分配するときには、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を受ける。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p>第16条の2 第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ② 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③ 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件－2」は、上記「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げております本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通

株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000028株の割合をもって交付する旨の定款の定めを新設するものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、トラベラー・ホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の株は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は平成24年2月29日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」による変更後の定款	追加変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(全部取得条項)</p> <p>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0000028株の割合をもって交付する。</p>

II. 全部取得条項付普通株式取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申しあげておりますとおり、当社としましては、当社の普通株式の非公開化を行うことにより、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、RHグループの一員として中長期的視野に立った経営改革を進めていくことが当社の企業価値の向上に資するとの判断に至り、株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、「定款一部変更の件-1」でご説明した本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数につきましては、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000028株の割合をもって交付するものといたします。よって、トラベラー・ホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てトラベラー・ホールディングスが買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に118円(本公開買付け価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定してお

ります。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 0.0000028 株の割合をもって交付するものいたします。

(2) 取得日

平成 24 年 2 月 29 日といたします。

(3) その他

本議案に係る、全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III. 資本金の額の減少について

1. 資本金の額の減少の理由

当社における柔軟な機関設計を可能とするため、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 8 億 5870 万円のうち 7 億 5870 万円を減少します。なお、減少後の資本金の額は、1 億円となります。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額 7 億 5870 万円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 減資の日程(予定)

①取締役会決議日	平成 23 年 12 月 20 日（火曜日）
②株主総会決議日	平成 24 年 1 月 27 日（金曜日）
③債権者異議申述公告	平成 24 年 1 月 30 日（月曜日）
④債権者異議申述最終期日	平成 24 年 2 月 29 日（水曜日）
⑤減資の効力発生日	平成 24 年 3 月 1 日（木曜日）

(4) その他必要事項

取締役会にご一任願います。

(5) 今後の見通し

本件は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、また、業績に与える影響はありません。

IV. 上場廃止

本臨時株主総会において、「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」並びに「全部取得条項付普通株式取得の件」が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定めるJASDAQにおける上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成24年1月27日から平成24年2月23日の間、整理銘柄に指定された後、平成24年2月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）において取引することはできません。

V. 本完全子会社化手続きの日程の概要（予定）

本完全子会社化手続きの日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成24年1月27日（金）
種類株式発行に係る定款一部変更「定款一部変更の件－1」の効力発生日	平成24年1月27日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年1月27日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年1月28日（土）
資本金の額の減少に関する債権者異議申述公告	平成24年1月30日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成24年2月23日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年2月24日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成24年2月28日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更「定款一部変更の件－2」の効力発生日	平成24年2月29日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年2月29日（水）
資本金の額の減少に関する債権者異議申述最終期日	平成24年2月29日（水）
資本金の額の減少の効力発生日	平成24年3月1日（木）

VI. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記Ⅱ.の全部取得条項付普通株式取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社が平成23年12月15日に開示したコーポレートガバナンス報告書に記載している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本取得の適合状況は以下のとおりです。

当社は、本公開買付け及び本取得を含めた当社株式を非公開化するための一連の取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成23年9月15日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の2.（5）に記載の各措置を講じております。

また、平成23年9月15日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の2.（5）②に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性が排除されることを目的として、レッドホース・ホールディングス・リミテッド、トラベラー・ホールディングス及び当社から独立した外部の有識者によって構成される独立した第三者委員会を設置しました。そして、当社は第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引が少数株主にとって不利益ではないと認められるか否かについて諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを委嘱いたしました。これに対して、第三者委員会は、当社取締役会に提出した平成23年9月13日付答申書において、当社に対し、本取引及び本公開買付けは、当社の企業価値の向上が目的とされ、かつ、公正な手続きと対価の妥当性を通じた株主利益への配慮がなされており、当社の意思決定が少数株主に不利益ではないと認められる旨、並びに、よって第三者委員会は当社が本公開買付けに賛同し本取引を実行すること及びその条件は相当であると判断する旨の意見を述べております。

当社取締役会は以上を踏まえ、慎重に検討、議論した上で、本取得が少数株主にとって不利益なものではないと判断しておりますので、本取得は上記指針に適合していると考えております。

以上